



第37回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月17日(金曜日)
午前10時

場所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京
白鳳の間

株主総会にご出席いただけない場合

2022年6月16日(木曜日)
午後6時まで

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬制度に伴う報酬額等の設定の件

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

証券コード：9478

(証券コード 9478)
2022年6月2日

株 主 各 位

東京都新宿区舟町5
SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速 水 浩 二

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日は株主総会会場へのご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ。後述のご案内に従って、2022年6月16日(木曜日)の午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月17日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 白鳳の間
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第37期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の報酬額改定の件
第5号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬制度に伴う報酬額等の設定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎下記の事項については、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.sehi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ・事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎後記の添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ホームページにてご通知申し上げます。
- ◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。
- ◎新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。
- ・当日は、株主様の健康状態に関わらず、株主総会会場へのご来場は極力お控えください。
 - ・本株主総会の議決権につきましては、同封の議決権行使書面やインターネットを通じて事前に行使くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とし、余裕をもった着座を推奨させていただきます。
 - ・株主総会会場へご来場される株主様は、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、ご入場の際にはアルコール消毒及び検温等へのご協力をお願いいたします。
 - ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただくことやご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ・当社の役員及び運営スタッフは、体調を確認したうえでマスク着用にて対応させていただきます。
 - ・当社役員につきましては、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただく可能性があります。
 - ・株主総会当日までの感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ホームページにその旨掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

6頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

■ 当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時

2022年6月17日（金曜日）午前10時開催
（受付開始は午前9時を予定しております。）



■ 当日ご出席いただけない場合



■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月16日（木曜日）午後6時必着

こちらを切り取って
ご返送ください



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶ 詳細は4頁～5頁をご覧ください。

行使期限

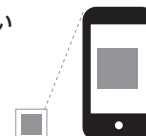
2022年6月16日（木曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

▶ 次頁に詳しくご紹介しています



「スマート行使」による議決権行使について

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

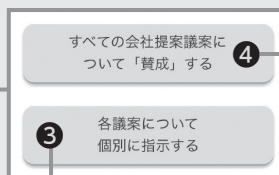
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト
ログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

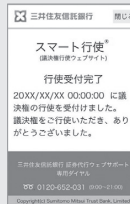


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。



パソコン・スマートフォンによる アクセス手順

議決権行使サイト ▶ <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

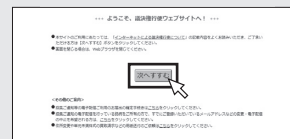
システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

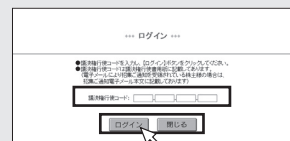
 0120-652-031

(受付時間 9：00～21：00)

① WEBサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネット（スマート行使含む）により議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット（スマート行使含む）によるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（スマート行使含む）によって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、本総会終結と同時に効力を生ずるものとして、事業目的を追加する一部変更をするものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第12条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第12条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第12条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 映像及び活字による情報媒体の企画、制作、販売、運用管理、レンタル、コンサルティング、情報提供、仲介並びに売買に関する業務</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. コンピュータ、コンピュータ関連機器、情報処理システム及びソフトウェアの企画、制作、販売、開発、設計、保守管理、運用、輸出入、レンタル並びに技能教育に関する業務</p> <p>4.~12. (条文省略)</p> <p>13. 各種イベント・セミナー・展示会の企画、製作、開催並びに運営</p> <p>14.~25. (条文省略)</p> <p>26. 各種情報の収集、分析、処理及び提供サービス</p> <p>27.~37. (条文省略)</p> <p>38. 会計、人事、総務、法務、広報、情報処理、情報セキュリティ及びネットワーク技術に関する事務代行、情報提供及びコンサルティング</p> <p>39.~46. (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 映像、<u>音声</u>及び活字による情報媒体の企画、制作、販売、運用管理、レンタル、コンサルティング、情報提供、仲介並びに売買に関する業務</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. コンピュータ、コンピュータ関連機器、<u>情報処理システム、ウェブサイト</u>及びソフトウェアの企画、制作、販売、開発、設計、保守管理、運用、輸出入、レンタル並びに技能教育に関する業務</p> <p>4.~12. (現行どおり)</p> <p>13. 各種イベント・セミナー・展示会・<u>学習教室</u>の企画、製作、開催、<u>コンサルティング、運営</u>並びに<u>運営の請負</u></p> <p>14.~25. (現行どおり)</p> <p>26. 各種情報の収集、分析、<u>配信</u>、処理、<u>販売</u>及び提供サービス</p> <p>27.~37. (現行どおり)</p> <p>38. 会計、人事、総務、法務、広報、情報処理、情報セキュリティ、<u>教育</u>及びネットワーク技術に関する事務代行、情報提供及びコンサルティング</p> <p>39.~46. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (現行通り)</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置) (現行通り)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>定款第12条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第12条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)全員(3名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く。)3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当		候補者の有する 当社の株式数
1	はやみ こうじ 速水 浩二 (1967年1月9日生)	1995年6月 1996年4月	当社取締役 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) SEインベストメント株式会社 代表取締役社長	2,682,433株 (2022年3月末)
2	ささき みさお 佐々木 幹夫 (1959年10月28日生)	1994年6月 1997年4月 1999年6月	当社取締役コミュニケーションデザイン局長 当社取締役出版局長 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社翔泳社代表取締役社長 株式会社翔泳社アカデミー 代表取締役社長	708,207株 (2022年3月末)
3	しのざき こういち 篠崎 晃一 (1955年2月24日生)	1989年5月 1993年4月	当社取締役 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社SEデザイン代表取締役社長	828,407株 (2022年3月末)

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は、2022年10月に更新される予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当		候補者の有する 当社の株式数
1	佐多 俊一 (1969年8月2日生)	1999年6月 2000年4月 2002年9月 2006年6月 2018年6月	当社取締役管理部長 当社取締役ソフトウェアソリューション局長 当社退社 当社取締役 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社コンポーネントソース代表取締役社長	22,140株 (2022年3月末)
2	飯塚 孝徳 (1966年6月1日生)	1996年3月 1998年6月 2009年4月 2018年6月	原田・尾崎・服部法律事務所(現尾崎法律事務所)入所 当社監査役 飯塚総合法律事務所入所(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	54,140株 (2022年3月末)
3	廣岡 稜 (1971年7月8日生)	1997年10月 2001年5月 2007年8月 2009年1月 2015年1月 2018年6月	中央監査法人(中央青山監査法人、みずす監査法人に名称変更の後、2007年7月解散)入所 公認会計士登録 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 廣岡公認会計士事務所を開業し代表に就任(現任) 株式会社廣岡事務所を開業し代表取締役に就任(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 廣岡公認会計士事務所代表 株式会社廣岡事務所代表取締役 株式会社オロ非常勤取締役(監査等委員) 株式会社アグリメディア非常勤監査役 株式会社アイ・オー・エス非常勤監査役 株式会社デイドリーム非常勤監査役 株式会社フードコネクション非常勤監査役 株式会社Veritas In Silico非常勤監査役	25,140株 (2022年3月末)

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 飯塚孝徳氏及び廣岡穰氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1)飯塚孝徳氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、専門的な知見と豊富な経験を有しており、法律の専門家として中立的及び客観的な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2)廣岡穰氏につきましては、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、主に財務及び会計並びに税務に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 当社は、飯塚孝徳氏及び廣岡穰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 飯塚孝徳氏及び廣岡穰氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、当社取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は、2022年10月に更新される予定です。

第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、2018年6月22日開催の第33回定時株主総会において、「取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件」として取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を年額150百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とご承認いただいておりますが、経営環境、業績水準、コーポレートガバナンス強化及び優秀な人材確保の観点から総合的に検討した結果、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内に改定することをお願いするものであります。

当社は2020年12月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告の4.(2)「取締役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものであり、相当であると考えております。

なお、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

また、現在の取締役(監査等委員であるものを除く。)は3名(うち社外取締役0名)、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)であり、第2号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、その員数に変更はございません。

第5号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬制度に伴う報酬額等の設定の件

当社は、2019年6月21日開催の第34回定時株主総会において、「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」として、通常の実績報酬とは別枠で、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)に対して譲渡制限付株式報酬として交付する当社普通株式の総数を年300千株以内、各事業年度に帰属する費用の額を50百万円以内とし、同様に、監査等委員である取締役に対し交付する当社普通株式の総数を60千株以内、各事業年度に帰属する費用の額を10百万円以内とする旨ご承認(以下、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」といいます。)頂き、当初決議のもと譲渡制限付株式報酬の付与を行ってまいりましたが、今般、株式報酬制度の見直しを行い、従前の譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、新たに、下記内容による事後交付型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することといたします。

当社は2020年12月22日開催の実績報酬委員会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告の4.(2)「取締役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものであり、相当であると考えております。

現在の取締役(監査等委員であるものを除く。)は3名(うち社外取締役0名)、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)であり、第2号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、その員数に変更はございません。

本議案をご承認いただいた場合には、当初決議により設定された譲渡制限付報酬にかかる報酬枠は失効するものとしますが、本総会開始前に従前の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付された譲渡制限付株式報酬については当初決議がなお効力を有するものとします。

記

1. 本制度の概要

本制度は、取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役を対象として、各取締役の役割の大きさ等に応じて事前に基準額(以下「付与基準額」といいます。)を設定し、原則として、法令及び当社定款の定める任期を満了するまで継続して取締役の地位を有すること(以下「継続勤務条件」といいます。)を条件として、当該基準額に相当する当社普通株式を交付する株式報酬制度です。当社は、各取締役(取締役であった者を含みます。)に交付する当社普通株式の数に応じて、現物出資に供するための金銭報酬債権を各取締役に支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。

2. 本制度における報酬額等

(1) 取締役に交付される株式の数の算定方法及びその上限数

当社は、取締役に選任又は再任された者に対し、選任又は再任後原則として1ヶ月以内に、その者の役割の大きさ等を勘案した付与基準額を設定します。そして、その取締役が継続勤務条件を充足することを条件として、選任後1年以内(監査等委員である取締役については2年以内)に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後原則として1ヶ月以内に、付与基準額を当社普通株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「基準株価」といいます。)で除して得た数(100株未満の端数は切り捨て。以下「交付株式数」といいます。)の当社普通株式を交付します。

本制度に基づき取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役が交付を受ける当社普通株式の総数は、取締役(監査等委員であるものを除く。)につき年500,000株以内、監査等委員である取締役につき年80,000株以内とします。

なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社普通株式の総数を合理的に調整することができます。

(2) 当社が付与する金銭報酬債権の上限額

本制度に基づき当社普通株式の交付を受けるために各取締役にに対し支給される金銭報酬債権の額は基準株価に交付株式数を乗じて得た額であり、その総額は、取締役(監査等委員であるものを除く。)につき年額100百万円以内、監査等委員である取締役につき年額15百万円以内とします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役(監査等委員であるものを除く。)については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

3. その他

(1) 株式の譲渡制限

本制度に基づき取締役に交付される当社普通株式について、譲渡の制限はありません。

(2) 任期満了前の退任

継続勤務条件を充足しない取締役については、本制度に基づく当社普通株式の交付は行いません。ただし、当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、交付する株式数を必要に応じて合理的に調整した上で交付するものとします。

(3) 組織再編時の取扱い

本制度に基づく当社普通株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項の組織再編等の効力発生日が到来するときは、当社普通株式の交付は行いません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

①事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染再拡大や緊急事態宣言の影響で停滞が長く続きましたが、2021年9月末の緊急事態宣言の解除を受けて回復基調となりました。その後、足許では「オミクロン株」感染再拡大懸念、ロシアのウクライナへの軍事侵攻による資源高騰及び日米金融政策の違いなどに起因した急激な円安などの要因により、再び景気の下振れ懸念が強まりました。

このような環境の中、当社グループにおいては、①将来に向けた事業会社各社の成長基盤構築・整備、②新規収益基盤の創出、③事業会社経営人材の拡充と育成、及び④外的環境要因に耐性のある事業基盤整備の4点を期初に重点課題として掲げてこれらの課題に積極的に取り組んでまいりました。こうした取り組みの結果、当連結会計年度の連結売上高7,090百万円(前期比12.2%増)、連結営業利益1,483百万円(前期比60.4%増)、連結経常利益1,422百万円(前期比57.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益907百万円(前期比58.4%増)となりました。当社グループでは、経営の効率化と利益体質の向上を目指し、中期的にグループ構造の最適化に取り組んでおり、当連結会計年度においても当面の経営指標上の目標である売上高経常利益率5%水準を5期連続でクリアする結果となりました。

セグメント別の経営成績は以下の通りであり、全セグメントが増収増益となりました。

出版事業におきましては、新・既刊書籍販売、Webメディア、イベント及び電子書籍販売など主要各事業売上が期を通じて好調だったことから、売上高4,472百万円(前期比9.6%増)、セグメント利益(営業利益)1,326百万円(前期比36.0%増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は130百万円減少し、セグメント利益(営業利益)は2百万円減少しております。

コーポレートサービス事業におきましては、主要顧客に加え下半期からは新規顧客からの売上も増加したことに加え、コスト削減や経営人材育成の効果などから業績回復基調が一段と鮮明になり、売上高854百万円(前期比25.4%増)、セグメント利益(営業利益)87百万円(前期比11.3倍)となりました。

ソフトウェア・ネットワーク事業におきましては、ゲーム・アプリ受託開発事業、ゲームコンテンツ売上及びソリューション事業などの主要事業が期を通じて安定的に好調さを維持したことを主因に、売上高822百万円(前期比10.7%増)、セグメント利益(営業利益)98百万円(前期比134.4%増)となりました。

教育・人材事業におきましては、オンライン研修を中心としたIT人材研修事業及び医療関連人材紹介事業共に期を通じて総じて好調に推移した結果、売上高776百万円(前期比14.3%増)、セグメント利益(営業利益)196百万円(前期比82.8%増)となりました。

投資運用事業におきましては、有価証券投資運用額増加や保有株式の増復配などにより配当金収入が増加し、売上高164百万円(前期比25.1%増)、セグメント利益(営業利益)123百万円(前期比59.6%増)となりました。

②セグメント別売上高

(単位：百万円、%)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
出版事業	4,082	64.6	4,472	63.1	390	9.6
コーポレートサービス事業	681	10.8	854	12.0	172	25.4
ソフトウェア・ネットワーク事業	742	11.8	822	11.6	79	10.7
教育・人材事業	679	10.7	776	11.0	97	14.3
投資運用事業	131	2.1	164	2.3	32	25.1
合 計	6,317	100.0	7,090	100.0	773	12.2

(注) 上記①及び②の金額には消費税等は含まれておりません。

③対処すべき課題

中長期にわたる一層の成長のために、将来に向けた事業会社各社の成長基盤構築・整備、新規収益基盤の創出、事業会社経営人材の拡充と育成、及び外的環境要因に耐性のある事業基盤整備を重点課題として取り組む所存であります。

また、法令遵守や信頼性のある財務報告に関しても引続き真摯に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 34 期 (2018年度)	第 35 期 (2019年度)	第 36 期 (2020年度)	(当連結会計年度) 第 37 期 (2021年度)
売 上 高 (百 万 円)	5,441	6,038	6,317	7,090
経 常 利 益 (百 万 円)	372	442	901	1,422
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	255	206	573	907
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	11	9	25	41
純 資 産 (百 万 円)	4,605	4,563	5,525	6,434
総 資 産 (百 万 円)	8,489	8,539	10,128	11,320

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

事業部門	事業内容
出版事業	コンピュータ関連書籍の発行・販売、コンピュータ関連のカンファレンス・教育、コンピュータ関連技術情報のWeb上での提供、一般書籍・海外翻訳書籍の発行・販売、直販サイトにおける自社刊行書籍等の販売、電子書籍の販売、電気技術者資格受験者向け教材の企画・制作・販売、その他コンピュータ関連商品・サービスの販売
コーポレートサービス事業	情報技術(パソコン・ネットワーク・ソフトウェア等)関連企業等を対象とする以下のサービス提供： 製品付随物・同封物の企画・製造請負、製品のマーケティング・販売促進に関するサービス、ユーザー(主に技術者)のサポートサービス、企業PR/IRのサポートサービス
ソフトウェア・ネットワーク事業	Webサービス企画・開発・運営、ソーシャルゲーム・スマートフォンアプリ開発
教育・人材事業	医療業界関連転職支援・求人サイト運営、IT人材教育・研修
投資運用事業	有価証券投資、不動産賃貸

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社翔泳社	50百万円	100.0%	出版事業
株式会社翔泳社アカデミー	10百万円	100.0% (100.0%)	出版事業
SEモバイル・アンド・オンライン株式会社	10百万円	100.0%	ソフトウェア・ネットワーク事業
株式会社SEデザイン	30百万円	100.0%	コーポレートサービス事業
株式会社SEプラス	17百万円	100.0%	教育・人材事業
SEインベストメント株式会社	247百万円	100.0%	投資運用事業

(注) 1. ()内は間接所有割合を内数で示しております。

2. 当社の議決権比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 株式会社ゲームグースは、当連結会計年度に株式を売却したことに伴い、連結子会社から除外しております。

③重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業所(2022年3月31日現在)

当社及び上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社翔泳社、SEモバイル・アンド・オンライン株式会社、株式会社SEデザイン、及びSEインベストメント株式会社の本社所在地は、東京都新宿区であります。

上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社SEプラスの本社所在地は東京都千代田区、株式会社翔泳社アカデミーの本社所在地は大阪府大阪市であります。

(8) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

会 社 名	従 業 員 数
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	8名
株式会社翔泳社	140名
SEモバイル・アンド・オンライン株式会社	36名
株式会社SEデザイン	36名
株式会社SEプラス	45名
株式会社翔泳社アカデミー	6名
SEインベストメント株式会社	0名
合 計	271名

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には、取締役及び臨時従業員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先(2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
Bank of Singapore Limited	755 <small>百万円</small>
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	250
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	238
株 式 会 社 り そ な 銀 行	205
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200

(注) 2022年3月31日現在の借入残高が、1億円超の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 74,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,523,397株
(自己株式 1,960,829株を除く。)
- (3) 株 主 数 6,515名
- (4) 大株主及びその持株数

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
速 水 浩 二	2,682,433株	12.46%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	939,600	4.36
篠 崎 晃 一	828,407	3.84
株 式 会 社 り そ な 銀 行	740,000	3.43
バンクオブニューヨーク&レイランドカナダジェー・エル・ディ・アイ・エス・イー・イー	713,400	3.31
佐 々 木 幹 夫	708,207	3.29
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	492,400	2.28
楽 天 証 券 株 式 会 社	442,900	2.05
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	400,000	1.85
中 野 孝 一	333,200	1.54

(注) 当社は、自己株式1,960,829株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年6月21日開催の第34回定時株主総会の決議で、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2021年6月30日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、同年7月27日に37,917株の自己株式の処分を行っております。なお、処分価額は1株につき211円、処分価額の総額は8百万円であります。

当社の取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	28,437株	3名
社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)	一株	一名
監査等委員である取締役	7,110株	3名

(注) 上記以外に当社子会社の取締役1名に2,370株を割り当てております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため、2021年5月14日及び2021年10月21日開催の各取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行い、この取得により自己株式は各々230,000株及び400,000株増加いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2022年3月31日現在)

特に記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	速 水 浩 二	SEインベストメント株式会社代表取締役社長
取締役副社長	佐々木 幹 夫	株式会社翔泳社代表取締役社長、株式会社翔泳社アカデミー代表取締役社長
取締役副社長	篠 崎 晃 一	株式会社SEデザイン代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	佐 多 俊 一	株式会社コンポーネントソース代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	飯 塚 孝 徳	弁護士
取締役 (監査等委員)	廣 岡 穰	廣岡公認会計士事務所代表、株式会社廣岡事務所代表取締役、株式会社オロ非常勤取締役(監査等委員)、株式会社アグリメディア非常勤監査役、株式会社アイ・オー・エス非常勤監査役、株式会社デイドリーム非常勤監査役、株式会社フードコネクション非常勤監査役、株式会社Veritas In Silico非常勤監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)飯塚孝徳氏及び廣岡穰氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助する部署として、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課が、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役(監査等委員)飯塚孝徳氏及び廣岡穰氏は、東京証券取引所における有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)廣岡穰氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)並びに連結子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。
- 当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。
- ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

(2) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

基本報酬(固定報酬)の額については、個々の役割や担当業務、業績貢献度及び当社グループ業績水準等に応じた報酬水準とします。役員退職慰労金の額については、取締役会決議で制定した役員退職慰労金規程の定めに従い、報酬月額(株式報酬は含まない。)に役員通算在任期間に基づく係数及び職位係数を乗じた額の累計額とし、これに特別功労金を加算又は特別減額を減算することが出来るものとします。

賞与(業績連動報酬)の額については、当該年度の利益計画の達成状況を基礎とし、中長期的視野に立った施策・戦略の実施・着手状況やコンプライアンス遵守状況といった定性的評価を考慮に加えた上で、決定するものとします。

譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)については、個々の役割や担当業務、業績貢献度及び当社グループ業績水準等に応じた報酬水準とします。

これら報酬の構成割合の決定にあたっては、業績との連動を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な企業価値に連動する報酬を採用することや、現金報酬の他、株主価値との連動制をより強化した株式報酬を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成とすることを方針とします。

これら報酬の付与の時期は以下のとおりとします。基本報酬(固定報酬)は、毎月一定の時期に支給します。役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に従い、原則、定時株主総会終了後2ヶ月以内に支給します。賞与(業績連動報酬)は、原則、6月及び12月を支給時期とします。譲渡制限付株式報酬は、定時株主総会日から1ヶ月以内に取締役会決議で報酬債権額を決定し、同決議日から1月を経過する日までに当該株式を交付します。

上記決定方針は2020年12月22日開催の取締役会の決議により決定しました。当社では、取締役会に取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容を開示した上で審議、決議しており、当社取締役会は当該内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第33回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を年額150百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、また、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、当該金銭報酬額とは別枠で、2019年6月21日開催の第34回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を取締役(監査等委員であるものを除く。)年額50百万円以内、また、監査等委員である取締役年額10百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	167	67	76	1	21	3
監査等委員 (社外取締役を除く。)	4	1	1	0	0	1
社外取締役(監査等委員)	8	3	3	0	1	2

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員を除く。)3名、取締役(監査等委員)3名(うち、社外取締役2名)であります。
2. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額(または数)の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当該年度の利益計画(主に売上高及び営業利益)の達成状況であり、また、当該業績指標を選定した理由は、インセンティブ付与指標として最適と判断したことによります。業績連動報酬等の額の算定方法は、当該年度の利益計画の達成状況を基礎とし、中長期的視野に立った施策・戦略の実施・着手状況やコンプライアンス遵守状況といった定性的評価を考慮に加えた上で、決定するものとしております。当事業年度は、連結売上高及び連結営業利益等各段階損益共、当初計画を上回る実績を達成することが出来ました。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。
4. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言内容
取締役 (監査等委員)	飯塚 孝徳	当事業年度開催の取締役会には、23回中23回出席し、主に弁護士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、5回中5回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	廣岡 穰	当事業年度開催の取締役会には、23回中23回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、5回中5回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- ①当事業年度に係る報酬等の額 31百万円
- ②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由の該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的な視野に立ち、企業体質の強化を図りながら安定的配当を実施していくことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当の1回を基本的な方針としております。当社は会社法第459条の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、現在の各事業内における基盤拡大のための安定的且つ効率的な投資のために役立てる所存であります。

自己株式の取得・処分につきましては、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするために行うものであります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び今後の事業展開や内部留保の状況等を総合的に勘案し、1株につき2円とさせていただきます。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、特段の注記がある場合を除いて四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,252	流動負債	3,759
現金及び預金	3,146	買掛金	397
受取手形、売掛金及び契約資産	1,721	1年内償還予定社債	130
営業投資有価証券	3,513	短期借入金	1,864
商品及び製品	538	未払法人税等	287
仕掛品	155	賞与引当金	118
その他	177	その他	961
貸倒引当金	△0	固定負債	1,126
固定資産	2,068	社債	475
有形固定資産	1,513	長期借入金	54
建物及び構築物	368	役員退職慰労引当金	141
土地	1,089	退職給付に係る負債	381
その他	54	再評価に係る繰延税金負債	7
無形固定資産	41	その他	66
その他の他	41	負債合計	4,886
投資その他の資産	514	(純資産の部)	
投資有価証券	204	株主資本	5,908
長期貸付金	23	資本金	1,534
敷金・保証金	39	資本剰余金	1,752
繰延税金資産	128	利益剰余金	3,036
その他	123	自己株式	△414
貸倒引当金	△4	その他の包括利益累計額	525
		その他有価証券評価差額金	509
		土地再評価差額金	16
		純資産合計	6,434
資産合計	11,320	負債及び純資産合計	11,320

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結貸借対照表関係注記において、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高をそれぞれ注記しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		7,090
売上原価		3,245
売上総利益		3,844
販売費及び一般管理費		2,361
営業利益		1,483
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	5	
受取手数料	2	
古紙売却収入	1	
その他	1	9
営業外費用		
支払利息	11	
支払保証料	1	
為替差損	54	
その他	3	70
経常利益		1,422
特別利益		
固定資産売却益	6	6
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	0	
減損	8	
店舗閉鎖損	8	
子会社株式売却損	22	39
税金等調整前当期純利益		1,389
法人税、住民税及び事業税	509	
法人税等調整額	△27	481
当期純利益		907
親会社株主に帰属する当期純利益		907

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結損益計算書関係注記において、顧客との契約から生じる収益の額を注記しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 茂 幸
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 武 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書 謄本

2022年5月31日

S Eホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速水 浩二 殿

S Eホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社 監査等委員会
監査等委員会 佐多 俊一 印
委員長
監査等委員 飯塚 孝徳 印
監査等委員 廣岡 穰 印

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査等委員飯塚孝徳及び廣岡穰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,737	流動負債	839
現金及び預金	981	短期借入金	588
短期貸付金	1,358	未払金	21
未収入金	360	未払法人税等	172
その他の	37	未払費用	5
		預り金	38
		その他の	12
固定資産	2,831	固定負債	363
有形固定資産	1,443	社債	100
建物	349	長期借入金	24
構築物	0	退職給付引当金	21
工具器具備品	4	役員退職慰労引当金	95
土地	1,089	預り保証金	115
		再評価に係る繰延税金負債	7
無形固定資産	9	負債合計	1,202
ソフトウェア	5	(純資産の部)	
電話加入権	3	株主資本	4,339
投資その他の資産	1,379	資本金	1,534
投資有価証券	204	資本剰余金	1,837
関係会社株式	848	資本準備金	131
長期貸付金	23	その他資本剰余金	1,706
繰延税金資産	183	利益剰余金	1,382
保険積立金	110	利益準備金	62
その他の	13	その他利益剰余金	1,319
貸倒引当金	△4	繰越利益剰余金	1,319
資産合計	5,569	自己株式	△414
		評価・換算差額等	26
		その他有価証券評価差額金	9
		土地再評価差額金	16
		純資産合計	4,366
		負債及び純資産合計	5,569

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		809
売上原価		33
売上総利益		775
販売費及び一般管理費		398
営業利益		377
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	5	
為替差益	4	
貸倒引当金戻入額	19	
その他	0	39
営業外費用		
支社間の利息	4	
支払債利息	0	
支払保証料	0	
その他	0	6
経常利益		409
特別損失		
投資有価証券評価損	0	
子会社株式売却損	59	60
税引前当期純利益		349
法人税、住民税及び事業税		△13
法人税等調整額		△2
当期純利益		366

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 茂 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武 男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

2022年5月31日

S Eホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速水 浩二 殿

S Eホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社 監査等委員会
監査等委員会 佐多 俊一 ㊟
委員長
監査等委員 飯塚 孝徳 ㊟
監査等委員 廣岡 稜 ㊟

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

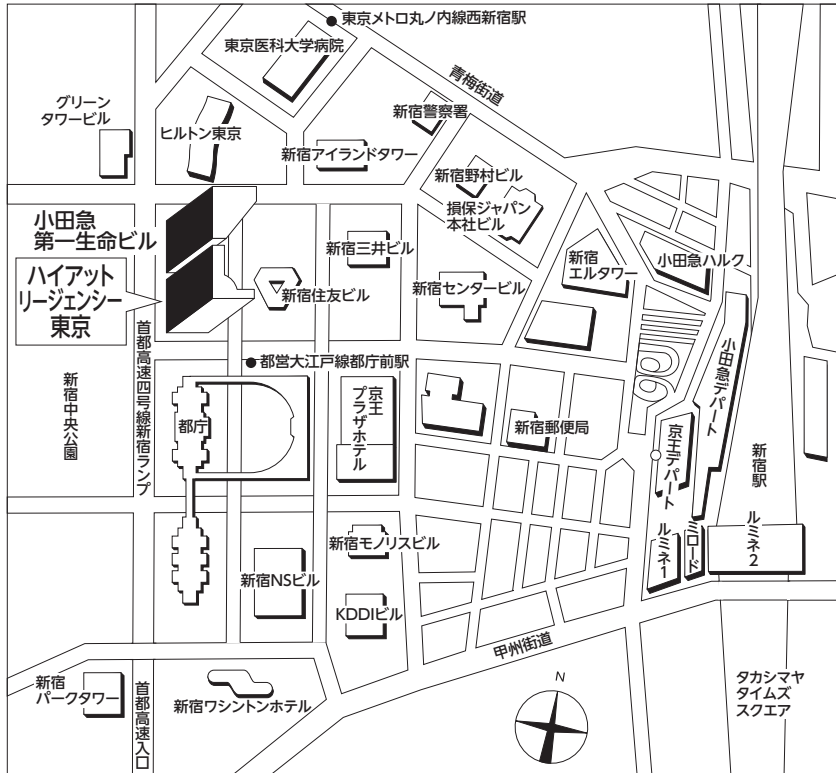
(注) 監査等委員飯塚孝徳及び廣岡稜は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 白鳳の間
電話 (03)3348-1234(代表)



- 交通機関
- 新宿駅(西口)より徒歩約9分
- 地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分
- 地下鉄大江戸線都庁前駅に直結